

令和6年度離職者等職業能力開発事業 (介護職員初任者研修コース)に係る業務概要

1 職業訓練を委託する産業技術専門校
愛媛県立愛媛中央産業技術専門校（松山駐在）

2 職業訓練を委託する訓練コース
介護職員初任者研修コース（第1回）
介護職員初任者研修コース（第2回）

3 委託する訓練概要

- (1) 訓練期間 3か月以内
- (2) 訓練時間 312時間以上
- (3) 訓練内容 高齢者・障害者等に対する介護サービス・介護保険制度の知識、技能を習得。介護職員初任者研修課程（旧ホームヘルパー2級相当）の資格取得を目標とともに、関連領域の知識・技能を深める。

注・ 1日の訓練時間は、6時間を標準とする。

・ 入校式及び修了式・オリエンテーションは、訓練時間に含めない。

・ 就職支援

1か月当り4時間については就職支援に係る内容（履歴書の書き方、面接のロールプレーイング等）とする。

就職支援の時間については、必ず1か月ごとに4時間を確保すべきものではなく、訓練期間を通して調整することができる。

・ 「訓練をすべき日数」の定義

訓練期間の日数のうち、日曜日、国民の祝日、その他以下に示す教育訓練機関が定める休日を除いた日数とする。

ア 定期的な休校日（週1日程度、月5日まで）

イ お盆等に係る夏季の休校日（8月13日～15日の3日間 振替可）

ウ 年末年始に係る休校日（12月29日～1月3日の6日間）

エ 創立記念日に係る休校日等

4 訓練対象者

公共職業安定所長の職業訓練受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者（離職者等で就職するために職業訓練の受講が必要と認められた者）

5 定員、訓練実施時期及び訓練対象地域

(1) 定 員 各15名

(2) 訓練実施時期

第1回 令和6年7月24日～令和6年10月23日

第2回 令和6年10月30日～令和7年1月29日

(3) 訓練対象地域 松山市及び周辺地域

6 カリキュラム

訓練カリキュラムについては、別添1の標準カリキュラムを基に受託者が案を作成する。

7 託児サービスの提供

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号）を満たしているもの）における託児サービス提供機関を確保すること。

(1) 託児サービスの提供内容

訓練時間中及び休憩時間中に、認可外保育施設指導監督基準を満たす保育内容を提供すること。1コースにつき2名程度とする。

(2) 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

訓練を実施する機関の施設内において、訓練実施機関が委託により託児サービスを提供する。

イ 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関が委託により、託児サービスを提供する。

この場合、原則として受講者自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

また、施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

(3) 託児サービスの提供に関する詳細及び提出書類については、別添2「託児サービスの提供について」によること。

8 委託額

(1) 訓練実施委託費 一般競争入札により決定

訓練実施委託費の額は、1月当たりの訓練時間数が100時間以上のものについて、月額単価とする。1月当たりの訓練時間が100時間未満のものにあっては訓練時間の割合で案分する。

※ 算定方法等詳細については、業者決定後提示する。

(2) 職場見学等推進費（訓練生1人当たりの総額）

職場見学等実施率	<u>80%未満</u>	0円（支給なし）
	<u>80%以上</u>	11,000円

職場見学等実施率は、以下の算定方法により算出する。

$$\text{職場見学等実施率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

a : 修了者

b : 修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

c : 中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

d ; 修了者のうちやむを得ない理由（甲が認めるものに限る）により2か所以上又は6時間以上職場見学等に出席できなかつた者

(3) 就職支援経費（訓練生1人当たりの税込月額）

訓練を実施した結果の就職支援成功報酬として就職率に応じた以下の経費を加算

就職率	<u>60%未満</u>	0円（支給なし）
	<u>60%以上～80%未満</u>	11,000円
	<u>80%以上</u>	22,000円

就職支援経費の対象となる就職者は、訓練修了後3か月以内に就職又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間により雇い入れられた者及び自営を開始した者とする。

※ 就職支援成功報酬は、3か月後の当該訓練の修了生等に関する就職率より判断

対象就職者（中退対象就職者を含む。）

$$\text{対象就職率} = \frac{\text{訓練修了生} + \text{中退対象就職者}}{\text{訓練修了生} + \text{中退対象就職者}} \times 100$$

(3) 託児サービスに係る委託費 上限72,600円

託児サービスに係る委託費の単価は、個々の積み上げによる実費とし、上記金額を上限として訓練実施経費に付加する。

別添1

標準カリキュラム（知識習得訓練）

介護職員初任者研修コース		訓練内容	訓練時間
必須カリキュラム	介護職員初任者研修	職務の理解	312時間以上
		介護における尊厳の保持・自立支援	
		介護の基本	
		介護・福祉サービスの理解と医療との連携	
		介護におけるコミュニケーション技術	
		老化の理解	
		認知症の理解	
		障害の理解	
		こころとからだのしくみと生活支援技術	
		振り返り	
	職場見学等	修了評価(1時間程度)	
		職場見学	
		職場体験	
		職場実習	
関連領域	関連領域	レクリエーションに関する演習	業者の提案により選択とする。
		介護予防	
		同行援護従業者養成研修 一般課程・応用課程	
		重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程	
		難病患者等ホームヘルパー養成研修	
		介護事務	
21		就職支援に関すること (ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、福祉現場の求める人材像、福祉業界の展望、福祉サービスとマナー等の訓練生の就職支援に関すること)	

別添2

託児サービスの提供について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号）を満たしているもの）における託児サービス提供機関を確保すること。

1 託児サービスの提供内容

訓練時間中及び休憩時間中に、認可外保育施設指導監督基準を満たす保育内容を提供すること。
託児サービス利用者は1コースにつき2名程度までとする。

2 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

訓練を実施する機関の施設内において、訓練実施機関が委託により託児サービスを提供する。

イ 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関が委託により、託児サービスを提供する。

この場合、原則として受講者自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。また、施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

3 託児サービス提供機関の選定

(1) 託児サービス提供機関の選定基準

次のイ～ニの基準について、いずれにも該当する機関であること。

イ 児童福祉法に定める認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たしているもの）
ロ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

ハ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

ニ イ～ハのほか、県又は市において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

(2) 託児サービス提供機関の選定に当たり、「認可外保育施設指導監督基準チェック表」の提出及び愛媛県知事が証明する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を求める等、託児サービス提供機関として適當と認められるか否かの確認を実施すること。

4 受託機関における託児サービス提供機関の確保

(1) 託児サービスの提供を条件とする。

(2) 受託機関においては、上記1の要件を満たす託児サービス提供機関を選定すること。選定に当たっては、常に託児の受け入れ可能な託児サービス提供機関を確保することが望ましいが、困難な場合には空きがある場合に受け入れ可能な託児サービス提供機関でも可とする。

受託機関は、託児サービス提供機関の確保に当たり同機関に対して、託児は訓練を受託できた場合であること、訓練開始時期・期間、訓練開始までに受講生の募集期間が約1～2か月あること、利用希望者がいなかった場合は、託児サービスが中止となることをあらかじめ説明した上で、了解した機関を選定すること。

(3) 受託希望者は、応募に際し、託児サービスに係る以下の書類を提出すること。

① 託児サービスの内容及び提供施設の概要等、施設の位置図及びリーフレット等の資料
② 認可外保育施設指導監督基準チェック表及び愛媛県知事等が証明する「認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書」

③ 託児サービスに係る傷害保険、賠償責任保険等の加入証明書の写し

④ 託児サービス提供に係る所要経費見積書

(4) 訓練を受託した受託機関は、訓練生募集開始日までに託児サービス提供機関に対し託児の空きの

有無を確認し、専門校に報告すること。

5 記入サービスの利用対象者

(1) 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者

なお、就学前の児童とは、就学前の児童とし、次の①・②に分類されること。

① 乳児：満1歳に満たない者

② 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、児童のうち、障害児等、特にケアが必要な児童についても、託児サービス提供機関において対応が可能な場合には、受講生募集の際に周知すること。

6 記入サービスの利用料

保護者（訓練生）の託児サービス利用料は、無料とすること。

毎月の保育料とは別に初回時のみ必要となる入会金や入園料といった金額についても、委託費に含め、保護者（訓練生）から徴収しないこと。

また、食事・軽食（ミルク・おやつを含む。）代等については、原則として委託費の対象外で保護者（受講者）の負担とするが、託児サービス提供施設の利用料に含まれ区分できない場合には、委託費に含めることができることとする。

7 記入サービス内容の説明

託児サービス提供内容、保護者（受講者）の負担となる実費分については、受講者募集等の際に必ず書面において受講者に周知すること。託児サービスの利用者に対して、提供される託児サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項について説明し、契約内容を記載した書面を託児サービス利用希望者に交付すること。

（書面交付事項）

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき受講者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び所在地
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児について契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 受講者から苦情を受け付ける担当職員及び連絡先

8 記入サービスの実施に係る報告等

受託機関は、託児サービス提供機関に日誌作成を依頼の上、毎月報告を受けること。

報告を受けた受託機関は、専門校に日誌を提出すること。

9 記入サービスの提供に係る委託費の支払いについて

専門校から受託機関への支払いについては、訓練修了後、受託機関からの請求に基づき支払うこととする。請求に当たっては、託児サービス利用料が分かる書類を添付すること。